

用語「ハラール (HALAL)」の使用に関する一般ガイドライン

CAC/GL 24-1997¹

コーデックス委員会は、異なるイスラム思想学派により、合法及び非合法的な動物の解釈、及び、と殺行為に多少の意見の差があることを認める。それはそれとして、これらの一般ガイドラインは、輸入国の適切な関係当局の解釈に従っている。しかしながら、原則として、輸出国の宗教関係当局により許可される証明が輸入国に受け入れられるべきである（ただし、輸入国が別段の特定の要求事項の正当性を弁明した場合は、この限りではない）。

1 範囲

- 1.1 これらのガイドラインは食品ラベル表示に関し、使用時に取られるべきハラールクレームの方法を勧告する。
- 1.2 これらのガイドラインは用語「ハラール」及び「包装食品のラベル表示に関する一般規格」の中で定義されるクレーム中の同等の用語の使用に適用され、商標、ブランド名、及びビジネス名への使用を含む。
- 1.3 これらのガイドラインはコーデックス「クレームに関する一般ガイドライン」への追補として意図されたものであり、そこに含まれるいかなる禁止事項にも取って代わるものではない。

2 定義

- 2.1 ハラール食 (Halal Food) とは、イスラム法の下に許可される食品を意味し、下記の条件を満たさねばならない：
 - 2.1.1 イスラム法によって非合法であるとされる原料から構成されていない、又はそれらを含むしない。
 - 2.1.2 イスラム法によって非合法的な器械又は施設を使用して準備、加工、輸送及び保管されていない。
 - 2.1.3 準備、加工、輸送及び保管中に、上記2.1.1及び 2.1.2を満足しないいかなる食品とも直接接触していない
- 2.2 上記セクション2.1にも関わらず：
 - 2.2.1 ハラール食と非ハラール食との間のいかなる接触も防止するために必要な措置が取られる限り、ハラール食は同一プレミス（敷地建物を含む施設）内の非ハラール食が製造されるものとは異なる区画又はライン内において準備、加工、保管することができる。

¹ 用語「ハラール」の使用に関する一般ガイドラインはコーデックス委員会により採択された（第 22 回会議、1997）。

- 2.2.2 イスラム教の要求事項に従い適切な洗浄手続きが守られる場合には、ハラール食は、以前に非ハラール食のために使用されていた施設を使用して準備、加工、輸送、又は保管することができる。

3 用語「ハラール (HALAL)」使用の判定基準

3.1 合法食品

用語「ハラール」は合法とされる食品に対して使用できるかもしれない。イスラム法の下では、全ての食品の原料は、下記の原料（非合法とされる製品及び副産物を含む）を除き合法である。

3.1.1 動物原料食品

- (a) ブタ及びイノシシ
- (b) イヌ、ヘビ及びサル
- (c) カギツメ、キバのある肉食動物（ライオン、トラ、クマ及びその他類似動物）
- (d) カギツメのある猛禽類（ワシ、ハゲワシ、及びその他類似鳥類）
- (e) 有害小動物（ラット、ムカデ、サソリ及び類似動物）
- (f) イスラム教で殺傷が禁じられた動物（アリ、ミツバチ及びキツツキ等）
- (g) 一般的に嫌悪をもよおすと考えられる動物（シラミ、ハエ、ウジ及びその他類似動物）
- (h) 陸にも水中にも住む動物（カエル、ワニ及びその他類似動物）
- (i) ラバ、家畜ロバ
- (j) 全ての有毒、有害な水生動物
- (k) イスラム法に従ってと殺されたもの以外の全ての他の動物
- (l) 血液

3.1.2 植物原料食品

中毒性のある、有害な植物（但し、毒素又は有害物が加工中に除去され得るものは除く）

3.1.3 飲料

- (a) アルコール性飲料
- (b) 全ての中毒性のある、有害な飲料

3.1.4 食品添加物

上記3.1.1, 3.1.2及び3.1.3.の品目から由来する全ての食品添加物

3.2 と殺

全ての合法的な陸生動物は、コーデックス「生鮮肉の衛生作業規範勧告²」ならびに

² CAC/RCP 11.

下記の要求事項を遵守して、と殺されなければならない。

- 3.2.1 と殺する人は、精神的に健全で、イスラムのと殺手続きの知識を有するムスリムでなければならない。
- 3.2.2 と殺される動物は、イスラム法に従い合法でなければならない。
- 3.2.3 と殺される動物は、と殺時点で生きている、又は生きていると見なされるものでなければならない。
- 3.2.4 それぞれの動物のと殺の前に、“Bismillah（アッラーの名において）”の祈りの言葉が唱えられなければならない。
- 3.2.5 と殺の器械は鋭利でなければならず、と殺行為の間、動物より取り離してはならない。
- 3.2.6 と殺行為では、気管、食道及び首の主動脈及び静脈を切断する。

3.3 準備、加工、包装、輸送及び保管

全ての食品は、上記セクション2.1及び2.2ならびにコーデックス「食品衛生に関する一般原則」及びその他関連のコーデックス基準を遵守して、準備、加工、包装、輸送及び保管されなければならない。

4 追加的ラベル表示要求事項

- 4.1 食品がハラールであるとのクレームが行われる時、ハラール又は同等の用語の文言がラベルに表示されねばならない。
- 4.2 ハラールのクレームは、コーデックス「クレームに関する一般ガイドライン」に従い、類似食品の安全への疑念を想起させるように、あるいはハラール食は栄養的に優れている、又は他の食品より健康的であるというように使用してはならない。